

内務省登記第八〇号

昭和二十二年五月三日

内務次官
内事殿
記

地方自治法施行に伴う警察に

関する措置について

地方自治法施行後の都道府縣における警察に
つては、同法の附則第一條及び第十七條並びに政令第
号の規定によるものであつて、その要領は左記の直
りであるから、御了知の上運営に遺憾なきを期せられたい。

一 警視廳は、引続き警視廳官制の定めるところに基
現状のまま存続し、從前の法令により事務を行つることである。

こと。

二、道府縣警察部（警察署及び消防署を含む）は、道府縣知事の管理に属するのであるが、その組織については、従前の北海道廳官制、地方官官制等の規定によるものであること。尤も自治体の機関である他の關係部課と際違ひ、協調して職務を行なへきてあることは申すまでもない。

三、道府縣知事は、政令第5條の規定により従前の北海道廳官制及び地方官官制の規定中引続き効力を有するものは別紙(二)の如くである。

四、現に警視廳又は道府縣警察部内に勤務する職員中管理を委任されたものであつて、その事務の処理については政令第5條及び第六條によるものであること。

(イ) 官吏は何等の手続を要せず従前の身分、階級、俸給

等をそのまま引き継ぎ、保有すること。其の定員は別紙(三)の如くである。但し現在國費支弁職員の中別紙(三)の第一條關係及び第二條關係の定員に含まれないものは第三條による地方費支弁官吏とあるもの有ること。

（ロ）東員、雇傭人、鶴託、身分待遇等については、地方自治法附則第四條及び第五條の規定により、引続き従前同様取扱ふをうるのであるので、その勤務任務の承認は（専門）従前に例により処理すること。

五、従來主として警察部以外の部に勤務する（属する）官吏で、兼ねて警察官に併任されていたものは本月以降より併任身分は消滅する。

六、警察部内に属する官吏の人事に関する事務は、政令第8條にナリ警察部で取扱うものであるが、その手続等については総務部等關係部課と適当な連絡をとること。

七、知事は、從前之例により警察官吏を指揮監督し、二級官の功過を内務大臣に具狀し、三級官の進退は専行するものである。但し警察事務の處理については政令第6條により市に警察部長を通じて行われるものである。

八、警察官吏の任用、分限、給與等は従前の規定によるが、之の懲戒及び普通試験については地方自治法施行令第16條及以降第31條の規定するところによる。

九、警察署の新設廢止は事前に警察局と打合せること。
十、都道府縣費たる警察費の取扱は従前の通りであるが、
之就行については、道府縣警察部職員中適当な者を地方自治法第百七十條の定める出納員に命じて取扱わせること。
主職員が官吏であるときは、都道府縣の東員に併任して之に出納員を命ずること。

十一、警視廳では、前項による外地方自治法附則第7條第3項の規定により、警視總監は出納長に対する支出命令を發すことができる。

第二章 公安官制

第一條 公安廳に左の職員を置く。

第一人 一級

部長

秘書官

總理廳事務官

專任 三人

二級

人を二級とすることができる。

總理廳技官

人

二級

人